

KITA きつね通信

www.oji-hojinkai.or.jp



クローズアップ北区 (株)武蔵野楽器

北区を食べる

展望レストラン 山海亭



武蔵野楽器



楽太鼓

雅楽とは、平安時代に完成した宮廷音楽で『世界最古のオーケストラ』とも言われています。

武蔵野楽器では入手困難な雅楽器を気軽に始められるように、プラスチックで製造、お求めやすい価格で販売しています。

雅楽がテレビ等のメディアでも取り上げられるようになり、購入するだけでなく、雅楽を習いたいというご要望もあり、2000年にショールームに併設されたスペースで雅楽器教室を開きました。こちらの教室はコース別で月謝制ではなく、1回ごとに支払うというシステムですので、気軽に習うことができます。



楽琵琶



雅楽CDと書籍



雅楽器各種展示



各種類琵琶



三ノ鼓



鳳笙



箏



龍笛

各種教室

笙・箏・龍笛「ムサシノ雅楽教室」

龍笛 開講日:隔週第2・4土曜日または隔週第1・3月曜日
 箏 開講日:隔週第2・4土曜日
 笙 開講日:隔週第2・4土曜日
 入会金不要、会費1回2,500円。楽器レンタル有り。

白拍子の歌と舞「白拍子教室」

開講日:月2回(月曜日) 入会金不要、会費1回3,000円。

声明・今様・声歌「平安の歌謡教室」

開講日:月1回(月曜日) 入会金不要、会費1回3,000円。
 見学希望、ご加入についてお気軽にお問い合わせください。



株式会社 武蔵野楽器

所在地 / 〒114-0003 東京都北区豊島1-5-6-1F
 電話:03(5902)7281

代表者 / 元村信彦

創業 / 昭和53年(1978)

資本金 / 2000万円

営業時間 / 9:00~18:00(日祝休み)

業歴 / 昭和53年4月設立、平成10年現住所に移転。

同12年12月株式会社に組織変更。
 同年雅楽普及の為の雅楽教室を開校。
 「雅楽」「能楽」製造・販売・修理・雅楽教室の運営。
 全国でも数少ない「世界最古のオーケストラ」
 である雅楽の専門店。

URL / <http://musashino.gakaku.net/>



ビジネス成果に繋がるよう、今年も開催!



多くの企業様に参加頂きました

去る8月23日(火)、厚生事業推進委員会事業の本年で3回目となる異業種交流会を開催致しました。当日は、会員企業30社42名、会員以外の企業2社5名、合計32社47名の皆様にご参加いただきました。

ご参加の皆様には、改めて厚く御礼申し上げます。今回も昨年同様に、第1部として行われた情報交換会では、参加企業様の自己紹介並びにPRをして頂きました。1時間という限られた時間でしたので、詳しくご紹介出来なかった部分もあったかと思いますが、皆さん、興味深く各企業の説明を聞いておられました。



酒井委員長の挨拶



自己紹介とPRの様子

この後、第2部の異業種交流懇親会を、16階の天覧の間に会場を移して行いました。まず、大同生命保険(株)石垣博昭課長より乾杯を兼ねて、ご挨拶と法人会員としての福利厚生のお話をいただきました。乾杯後は、各テーブルともお酒も飲みつつ、大変和やかな時間を過ごしました。

ここ数年、私ども厚生事業推進委員会は、こうした事業を通して少しでもメリットを感じてもらえるようこれからも活動して参りますので、今後とも会員企業皆様のご理解・ご協力、そしてご参加をお願い申し上げます。

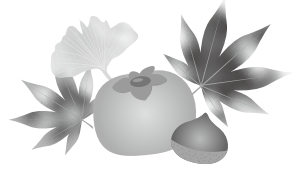


ご自由にお持ちください



天覧の間にて第2部開催

できるかな、やってみようe-Tax



盤石な意志で、今年も増強推進

今年もいよいよ組織増強の季節となり、増強月間に向けてのブロック会議が開催されました。水越会長、遠山税務署長のご挨拶に続き、河村委員長を座長として議事は進行。

大貫副委員長より、今年目標についてのお願いと、勸奨時の注意点や関係書類等の記入方法などの確認。続いて関根副委員長からは会員獲得報奨金についての説明があり、さらには、7月13日に西新井法人会へお邪魔した際の意見交換会の報告がありました。



増強資料の説明をする関根副委員長

引き続き、法人会の厚生事業のサポート協力として、大同生命㈱、AIU損害保険㈱、アフラック総合支社それぞれの皆さんからも、会員としてのメリットという局面からのサービス等についてご紹介頂くとともに、増強運動に対しても協力いただけるという心強いお話をいただきました。

その後、木佐貫副委員長の司会による意見交換会ではそれぞれの地区の会員増強状況について活発な情報交換が行われました。



増強に意欲的な役員の方皆さん



河村座長による進行



挨拶する遠山署長



大同生命㈱ 長谷川支社長より増強アイテムの説明を

税を考える週間(11/11~11/17)に向けて 北区のイベント

| 開催月日 | 開催時間帯 | 開催行事名 | 開催会場 | 対象者 |
|-----------|----------------------------|---------------------------|-----------------------|------------|
| 11月7日(月) | 13:30~ | 源泉部会年末調整説明会 | 北とびあ 7階 第二研修室 | 源泉部会員 |
| 11月8日(火) | 13:30~ | 年末調整説明会(滝野川地区) | 北とびあ つつじホール | 滝野川地区会員/一般 |
| 11月9日(水) | 13:30~ | 年末調整説明会(王子地区) | 北とびあ つつじホール | 王子地区会員/一般 |
| 11月10日(木) | 13:30~ | 年末調整説明会(赤羽地区) | 赤羽会館 1階 講堂 | 赤羽地区会員/一般 |
| 11月11日(金) | 18:00~ | 「税を考える週間」特別講演会 | 北とびあ つつじホール | 会員/一般 |
| 11月11日(金) | 10:00~15:00 | 第40回「くらしと税金展」 | JR赤羽駅東口 | 区民/一般 |
| 11月11日(金) | 10:00~15:00 | 赤羽駅街頭無料税務相談会 | JR赤羽駅東口 | 区民 |
| 11月11日(金) | 13:00~16:00 (受付終了15:00) | 税理士による無料税務相談会 ※来所の場合、事前予約 | 王子納税者支援センター(北とびあ 12階) | 区民 |
| 11月13日(日) | 9:30~ | 親子租税教室「きたっくすウォーク2016」 | 北とびあ 天覧の間 | 一般 |

入場無料
一般の方も入場可

(公社)王子法人会 女性部会創立40周年

記念講演会のお知らせ

(公社)王子法人会
女性部会
後援 北区

(公社)王子法人会女性部会創立40周年記念講演会に奈良県薬師寺執事として幅広く活躍されています大谷徹奘師をお招き致します。

1999年春から全国各地で「心を耕そう」をスローガンに法話行脚中です。

皆様が笑顔になりますように！

演題

「幸せの条件」

講師

大谷 徹 奘 師



著書

「静思のすすめ」(文春新書)『修(なお)』しながら「行(すず)」むから修行という」(講談社)
「そうだったのか!般若心経」(悟空出版)
「こころの薬箱」(北國新聞社)他にも多数出版あり

履歴

昭和38年4月16日 東京都江東区にある浄土宗の重願寺住職の大谷旭雄の二男として生まれる。芝学園高等学校在学中17歳の時、故・高田好胤薬師寺和上に師事、薬師寺の僧侶となる。龍谷大学文学部仏教学科卒業、同大学院修士課程修了、2003年8月16日薬師寺執事 就任、その他:奈良少年刑務所、大阪矯正管区篤志面接委員

日時

平成29年2月1日(水) 午後3時開演(午後2時30分開場)

会場

北とぴあ ペガサスホール(15F)

JR京浜東北線王子駅北口・東京メトロ南北線王子駅より徒歩1分

便利で安心、頼れるたきしん

瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店 〒114-8571 北区田端新町3-25-2 03-3893-6151 赤羽支店 〒115-0055 北区赤羽西1-35-9 03-3900-7111
東十条支店 〒114-0001 北区東十条5-5-10 03-3902-1191 浮間支店 〒115-0051 北区浮間4-13-1 03-3967-6241
西ヶ原支店 〒114-0024 北区西ヶ原2-45-12 03-3910-3911 田端支店 〒114-0014 北区田端1-13-11 03-3828-6211

(無人キャッシュコーナー 本店むつみ通り出張所 北区田端新町1-2-12)



常任幹事 玉嶋 和代

女性はいつも縁の下の力持ち

平成28年9月16日 北とびあスカイホールに於いて、岡崎副部会長の司会で女性部会全体幹事会が開会されました。

斎藤部会長はじめ、王子法人会水越会長、清水副会長のご挨拶の後、王子税務署長 遠山金一様の自己紹介の中で、時代劇の遠山の金さんのイメージで名前を覚えてもらう事など、副署長 外石元様、第一部門統括官 眞崎祐介様、上席審理官 鎌田兼司様、法人審理官 林幸宏様、それぞれ自分の名前の由来を交えてご挨拶して下さいました。

女性部会の方々も会社のPRと会社経営は、女性が常に縁の下の力持ち的存在であることが十分わかりました。盆踊り参加、絵はがきコンクールの事などの話を交えて一人一人話をされました。改めて女性は常に頑張っていると感じました。

外石副署長より「税務行政の現状について」の講話となり、難しそうだと身構えておりましたが、王子税務署の前に赴任していた浦和税務署の話になり、日本女性の近代における目覚ましい活躍、東京都知事になった小池百合子さんと各都道府県の女性の事などを議題にされました。最後に「ワークライフバランス」仕事と仕事以外の生活や子育て、介護、家庭生活、自己研鑽、趣味活動、地域活動の両立を図る具体的な例をあげての推進企業の認定、企業名を挙げて話して下さいました。

テーマと違って分かり易く女性の視点に沿った内容で大変良かったです。

女性トップリーダーの活躍が期待されている中、私達女性部会も負けずに前向きに元気に行動したいと思います。外石副署長様有難うございました。

第2部の意見交換会では、皆様と会食をしながら、楽しいひとときを過ごしました。

最後は赤羽地区、上川常任幹事の挨拶により閉会いたしました。



水越会長



女性部会担当 清水副会長



遠山署長



斎藤部会長による挨拶



恒例の自己紹介タイム



外石副署長による講話



女性の更なる活躍について皆さん興味津々

第5・6ブロック(滝野川地区)合同研修会

平成28年10月8日(土) 於:足利・佐野



第5・6ブロック担当副会長 関根 正直

奇跡のぶどう畑へ

足利市の知的障害者更生施設「こころみ学園」と、そこに併設された「ココファーム・ワイナリー」を訪問しました。1950年代に開墾されたといふこころみ学園のぶどう畑は斜度38度の急勾配。なぜこんな山奥に広大なぶどう畑が作られたのか。ここまでにするには、筆舌しがたい大変な努力があったことは現地を見て容易に想像がつかしました。



ぶどう畑を見下ろせる
カフェテラス

そして当時、「知恵が遅れているから何もできないだろう」と思われ、「何もやらせてもらえなかった」子供たちと共に作業をすることで、人の役に立つ喜びを感じてもらおう。まさに困難を魅力に変えた奇跡のぶどう畑なのです。

北関東の気候風土に合った数々の品種が栽培されており、ワイナリーでは天然の自生酵母を使った上質なワインが生産されています。その質の



カフェテラスで熱心に講習を聞く参加者の皆様



ぶどう畑にて記念撮影

良さは九州・沖縄サミット(2000年)の晩餐会、北海道の洞爺湖サミット(2008年)の首相夫人主催の夕食会でも使用され、高評価を得ています。



壮大なぶどう畑

一通り見学し、ワイナリーでの昼食を済ませた後は、大正10年に国の史跡に指定された日本で最も古い学校として知られる足利学校の見学です。

1549年にはフランシスコ・ザビエルにより「日本国中最も大にして、最も有名な坂東の大学」として世界に紹介されました。明治5年にその歴史に幕をおろすと、廃校直後から保存運動が起り、その後も心の拠り所として、市民に愛されました。平成27年4月24日には足利学校を含む「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」は日本遺産に認定されています。



足利学校 校門

最後は佐野プレミアム・アウトレットに寄りました。三轟山を背に促えた緑豊かな環境の中に170軒ものショップが並びます。

ご参加くださいました皆様、今回お邪魔した現地施設の方々に改めて厚く御礼申し上げます。

夢と暮らしを応援します

年金
住宅ローン
のご相談は、中ノ郷信用組合で!

中ノ郷信用組合

滝野川支店
北区滝野川5-7-5

Tel.3916-3551

第30回「全国青年の集い」北海道大会

租税教育活動プレゼンテーション 東京都代表

青年部会 副部会長 長谷川 三夫

北海道の真ん中、大雪山連峰に向かって「よろしくお願ひします。」とあいさつすると、優しく爽やかな風が迎えてくれた。我々が東京代表で租税教育プレゼンテーションを行うためにやってきたことを知ってのことだろう。大地の草木、穀物の葉が総出で手を振ってくれている。旭川の地はどこまでも寛大で、なんとも嬉しい限りで勇気がわいてくる。

東法連青連協の第5ブロック(11単位会)代表から東京局連(49単位会)代表となったのは5月のことだ。王子法人会青年部会の租税教室が認められた嬉しさがこみあげた。そして先輩たちが築き上げてきた歴史を誇りに思った。それと同時に東京局連で競い合い代表になれなかった部会の思いが頭をよぎる。東京代表として恥ずかしい戦いはできない。そこからスケジュールは一変した。何としても、最善を尽くし、より良い結果を目指さねばならない。寝る間も惜しみ、プレゼンテーション10分間、発表の内容を吟味した。第5ブロック定例役員会で時間を作ってもらっての第1回のプレゼン。様々な意見を参考に、一から作り直した。東法連でも同様に意見を伺った。細部の見直しを行い、完成したのは締め切りぎりぎりだった。

室内イベント型の租税教室から屋外ウォーク型へ転換し、王子、赤羽、滝野川と地域を変え、毎年、策を練って楽しいものに仕上げようと努力している。租税教室に完成形はないと思っている。税のオピニオンリーダーとしての使命、「納税意識の高揚、税知識の普及啓蒙」を自負して、全国大会(441単位会)、奨励賞を受賞しました。

租税教育活動に革命をもたらした王子のナポレオン、水越副部会長、これまで黒子に徹してきた裏方の主人公、橋本常任幹事プレゼンの大役、お疲れ様でした。東京法人会連合会青年部会連絡協議会の皆様、第5ブロックの皆様、応援ありがとうございました。

北の大地に「ありがとうございました。」お礼を述べる我々に、そびえる大雪山連峰が季節はずれの生ぬるい風のウインクでかえす。「愛と風のように活動を続けなさい」昭和のケンとメリーが走り抜けたあの時、そのままに。



美瑛の丘に立つケンとメリーの木

租税教育活動プレゼンテーション



醍醐会長による開会宣言



ナポレオンと黒子によるプレゼンがスタート



プレゼン前に“気合いだあ〜”



他県連のプレゼンテーション

租税教育活動パネル展示



北の大地に到着



となりのブースは
鹿屋肝属法人会



写真を撮って
本部へはい！送信！



ブース説明スタッフ準備完了



税金カルタの説明してます



東法連ナイトでございさつ



大会式典

式典(開会の言葉)中井大会会長

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

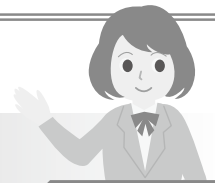
〈引受保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 東京総合支社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト17F

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
AF法推-2016-0028-1609007 6月22日

王子税務署からのお知らせ

～「税を考える週間」とは～

平成28年11月11日(金)～17日(木)



国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」は、テーマを「暮らしを支える税」として、以下のとおり実施します。

1 国税庁ホームページによる広報

○ 国税庁の取組紹介

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介します。

- ・ 国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。
- ・ 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
- ・ 国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しています。

2 SNSを利用した広報

○ ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信します。

3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

4 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

○ 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

社会保障・税番号(マイナンバー)制度については、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。

なお、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化することから、国税庁においては、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協調を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関であることから、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組めます。

○ e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。



税に関する情報は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は
(www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)、



国税庁法人番号公表サイト

(www.houjin-bangou.nta.go.jp)へ



法定調書へのマイナンバーの記載について

(法定調書の提出義務者の皆様へ)

法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、平成28年1月1日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払に関する法定調書※には、**支払を受ける個人の方の氏名や住所のほか、マイナンバー(個人番号)の記載も必要になりました。**

※ 法定調書とは、報酬や不動産の賃借料などの一定の金銭等を支払った方が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいいます。

支払を受ける個人の方へ

講演等の報酬や、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

例えば、次に該当する方は、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。

- ・ 講演等を行う場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の報酬が5万円を超える方
- ・ 不動産を個人の不動産業者※又は法人に賃貸している場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の賃借料が15万円を超える方

※ 不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方を除きます。

また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示等が必要になります。

支払をする方へ

個人の方に対して報酬や不動産の賃借料など一定の支払をする方が、これらの支払に関する法定調書を提出する場合には、法定調書に支払を受ける方のマイナンバーの記載が必要ですので、支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

本人確認の方法

マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、①正しいマイナンバーであることの確認(番号確認)と②提供する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要です。

1 マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が行えます。

2 マイナンバーカードをお持ちでない方

以下の番号確認書類と身元確認書類が、それぞれ必要となります。

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 身体障害者手帳

※ 写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。(例:国民健康保険の被保険者証と国民年金手帳)

社会保障・税番号(マイナンバー)制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号(マイナンバー)制度の詳細情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)のトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご覧ください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —



北都税事務所からのお知らせ

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

エルタックス 受付時間:月～金 8:30～24:00

エルタックス

ご利用いただける手続き

法人住民税・事業税 地方法人特別税

電子申告

予定申告・中間申告
確定申告・均等割申告
修正申告・清算確定申告等

電子申請
届出

法人設立・設置届出
異動届出
延長申請・届出

電子納税

本税 延滞金
加算金 見込納付

事業所税 (23区内)

電子申告

納付申告・修正申告
免税点以下申告
事業所用家屋貸付等申告

電子申請
届出

事業所等新設・廃止
減免申請
みなし共同事業に関する明細

電子納税

本税 延滞金
加算金

固定資産税(償却資産) (23区内)

電子申告

償却資産申告

詳しくはこちらから

エルタックス

検索

elTAX ホームページ
http://www.eltax.jp/

■ 利用手続についてのお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459(左記電話につながらない場合:03-5500-7010) 受付時間 平日9:00～17:00

■ 申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ

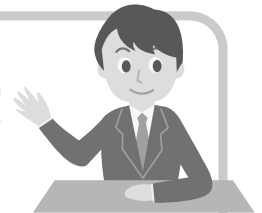
所管都税事務所の各税目担当係(電子申告等)・徴収管理係(電子納税)

ハローワーク
からの
お知らせ

事業主の皆様へ(従業員の皆様へもお知らせください)

雇用保険の適用拡大等について

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります



雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」^(※1)となっている場合を除き適用除外です。)

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件^(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出^(※3)してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件^(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出^(※4)してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者^(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)

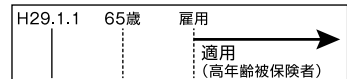
(※1)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。(※2)1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。(※3)被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。(※4)提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例

【例1】平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、**雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出を**してください。

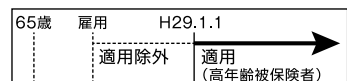
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



【例2】平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

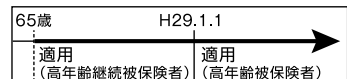
→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月31日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに**管轄のハローワークに届出をしてください。



【例3】高年齢継続被保険者^(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ **自動的に**高年齢被保険者となりますので、**届出は不要**です。



地区長連絡協議会

平成28年8月19日(金) 於:銀座アスター

会員増強に向けて、地区長連絡協議会が開催されました。
今年度の増強目標、地区役員会開催、会員増強資材、今後のスケジュール等について議論致しました。その後、意見交換会が和やかに行われました。



司会の関根副委員長



第20地区小松様の舞台紹介

第19地区、20地区合同研修会(名作映画鑑賞)

平成28年8月26日(金) 於:北とぴあ ドームホール

映画鑑賞を通して会員各自の懇親と、法人会のPRを行いました。
参加者は81名、映画のタイトルは「ニューシネマパラダイス」
大きな劇場で名画を鑑賞することが出来なくなっている現在、
ノーカット版での映画は大好評でした。

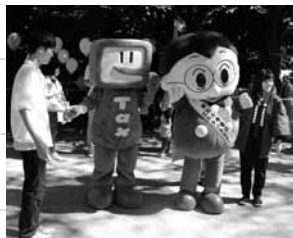
王子優申会研修会並びに名刺交換会

平成28年9月5日(月) 於:北とぴあ 14階 スカイホール

毎年恒例の9月研修会。今年は(株)東京製作所の高田社長を講師に「永世企業を目指して」～誠実・信頼・共存共栄～と題し、ご講演頂きました。講演会終了後は表敬法人の紹介と会員それぞれの自己紹介並びに王子税務署幹部との名刺交換会が行われました。



講師の高田社長



イータ君とタックス・タクちゃんも大活躍。



それ!入るかな?

ふるさと北区 区民まつり

平成28年10月1日(土)・2日(日) 於:飛鳥山公園

今年も北区区民まつりに北区税務団体協議会の一員として、輪投げを担当致しました。

天気予報では1日目は雨の予報で、中止も予想されましたが、当日は雨も止み、2日間とも開催され、輪投げブースも列が出来る盛況ぶりでした。



法人会のビジネスガード *Series*
Business Guard



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

| | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 政府防災の上乗せ補償 | アットワーク ハイパー任意労災 |
| 病氣入院の上乗せ補償 | ハイパーディカル(がん・がん・がん) (がん・がん) |
| 企業向け第三者賠償保険 | 企業賠償保険STARS(スターズ) |
| 火災と地震災害に備える | プロパティガード+企業地震保険 |
| 個人情報漏洩事故対策 | 個人情報漏洩対策プラン |
| 地域社会に貢献する | 法人会の自動車保険(ビジネスガードAUTO) |
| 海外進出企業向けサポートプラン | WorldRisk® |
| 初期から相談から賠償金対応まで 労働者側トラブル解決します! | スマートプロジェクト |

AIU損害保険株式会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先
東京第二支店 〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL.03-6894-9110 Fax.03-6894-9922
(受付時間:午前9時から午後5時まで土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告には保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

INFORMATION
board



新春講演会 新年賀詞交歓会のご案内

日時／平成29年1月23日(月) 場所／北とぴあ 北区王子1-11-1

新春講演会 会場／16階 天覧の間 時間／午後4時30分～
新年賀詞交歓会 会場／13階 飛鳥ホール 時間／午後5時30分～

11月

| | | | |
|-------|----------------------|-------|---------------------------|
| 2(水) | 青年部会 常任幹事会 | 13(日) | 親子租税教室 「きたつくすウォーク2016」 |
| 4(金) | 女性部会 常任幹事会 | 15(火) | 簿記講習会(閉講式) |
| 7(月) | 源泉部会研修会 (年末調整説明会) | 16(水) | 厚生事業推進委員会 |
| 7(月) | 総務委員会 | 18(金) | 新設法人説明会 |
| 8(火) | 年末調整説明会(滝野川地区) | 19(土) | 第3・4ブロック日帰り バス研修会 |
| 9(水) | 年末調整説明会(王子地区) | 21(月) | 決算法人説明会 |
| 9(水) | 第2地区日帰り親睦会 | 24(木) | 正副、常任理事、監事会 |
| 10(木) | 年末調整説明会(赤羽地区) | 27(日) | 第3地区日光東照宮研修会 |
| 11(金) | 税を考える週間特別講演会 | | |

12月

| | |
|-------|--------------------------|
| 2(金) | 生活習慣病予防検診 |
| 5(月) | 理事会 |
| 5(月) | 生活習慣病予防検診 |
| 6(火) | 決算法人説明会 |
| 7(水) | 青年部会 常任幹事会 |
| 14(水) | 第3・4ブロック研修会 「税を考えよう!」 |

王子法人会ホームページアドレス
www.oji-hojinkai.or.jp

編集後記

今年は日本各地で災害の多い年になってしまいました。被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。普段からご家族や社員の方々と話し合いをされていますか。いざという時の約束事や行動イメージを考えておくことは大切です。備蓄等もしておきましょう。備蓄をしたつもりでも、見直してみると、とくに賞味期限が過ぎていることが多々あります。水や食糧ばかりに気を取られてしまいがちですが、トイレのことも忘れなideてください。家庭用災害時用の簡易トイレも販売されています。最近では、ペットを飼われているご家庭も多いので、お手元に猫の砂やペットシートがあれば、それらをビニール袋に入れて使用する方法もあるそうです。また、ご近所や仲間との交流も大切です。法人会の集まりなどで仲間づくりをしませんか。各部会や各地区で研修会・講演会・バス旅行など色々企画されています。情報交換などにも有効です。皆様のご参加をお待ちしております。

広報委員 菱沼 広美

読者投稿大歓迎

テーマは自由です。
採用された方にはもちろんクオカードを贈呈。

スマホでキツネ通信

右記のQRコードより
アクセスしてキツネ通信を
お読みいただけます。



<https://www.oji-hojinkai.or.jp/kitakitsune/>

Androidの場合はAndroidマーケットからPDF読取り用アプリをダウンロードして下さい。(Adobe Reader 等)

北 区 を 食 べ る

83

展望レストラン 山海亭

〒114-0002
東京都北区王子1-11-1
北とびあ17階
TEL 03-5390-1129

営業時間

11:00～21:30 (L.O. 20:30)
定休日 北とびあに準ずる。



海鮮ちらし御膳



海鮮丼とローストビーフ



山海御膳



とろろ蕎麦と海老天盛合せ

お子様ランチ



とろろチーズ入りハンバーグ



▲17階からの眺望もごちそう

展望自慢のお席で、景色を楽しんで。



今回は皆様ご存知、北とびあ17階にある山海亭さんにお邪魔しました。
12月頃には、運が良ければダイヤモンド富士が望めるかもしれません。
夜間は池袋、新宿の華やかな夜景が広がります。このような空間でゆっくりとしたひと時を美味しい食事と共に楽しみいただけます。

さて、お待ちかね、11月のオススメは『海鮮丼とローストビーフのセット』、1日10食限定です。

豊富なランチメニューの中でも、平日限定の日替わりランチ(1日15食限定)が大人気で、すぐに売り切れてしまうほどです。

会議、会食、法事、各種イベント等のご用途に、16名でご利用いただける個室もご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

小海老と長芋のサラダ

イタリアン風ピッツァ



▲ゆったりとお食事を楽めます



おおむら あすみ
大村 朱澄

カヌー
2012年
ロンドンオリンピック出場



やまだ
山田 あゆみ

フェンシング
2015年
世界選手権大会出場

もっと一人ひとりが輝ける社会に
スポーツ分野の積極的な参画により、地域を応援しています。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

ほくとぴあ亭 特別編

**桂文治と「成金」の
新春落語で初笑い!**

笑って笑って福来たる! 明朗快活! 小粋な文治師匠と
人気の若手落語家ユニット「成金」メンバーが贈る特別編でたっぷり!



桂 文治



柳亭小痴楽



笑福亭羽光



桂 伸三



春風亭昇也



マグナム小林

2017.1.7 土 開演 15:00 (開場 14:30) **チケット発売中**

北とぴあ つつじホール
(JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子駅」徒歩2分)

出演 桂 文治、柳亭小痴楽、笑福亭羽光、桂 伸三、春風亭昇也
マグナム小林(バイオリン漫談)

全席指定 1,500円

プレイガイド

- ・北とぴあ1階チケット売場(窓口のみ 10:00~20:00)
- ・Confetti(カンフェティ)
- WEB予約 <http://confetti-web.com/>
- 電話予約 カンフェティチケットセンター
0120-240-540(受付時間 平日10:00~18:00)

※未就学児のご入場はご遠慮ください。
※車椅子席をご希望の方は下記お問い合わせ先にてご予約ください
(数に限りがあります)。

主催・お問い合わせ

(公財)北区文化振興財団
03-5390-1221 <http://www.kitabunka.or.jp/>

Present

ご招待 1組2名様

ご希望の方は、官製はがき又はFAX・メールにて
希望のプレゼント名、住所、氏名、会社名、年齢、
ご意見ご感想を記入してお申し込みください。
発送をもって発表にかえさせていただきます。

お申し込み

FAX:03-5390-1115
e-mail:info@oji-hojinkai.or.jp
〒114-0002 北区王子1-11-1北とぴあ12F
公益社団法人王子法人会

—プレゼント名—

- 住 所
- 氏 名
- 年 齢 ● 性 別
- 会社名 ● TEL
- KITAきつね通信に
関するご意見、ご感想